

柳泉園組合・東村山市加入協議会
協議報告書

令和8年8月

柳泉園組合・東村山市加入協議会

目 次

第1節 協議会について.....	1
1 設置の経緯及び目的.....	1
2 構成員.....	2
3 開催状況.....	2
4 東村山市における申入れの経緯.....	6
5 協議項目について.....	7
6 協議項目及び協議目的.....	8
第2節 協議結果及び結論について.....	9
協議項目1. 柳泉園組合既存施設に関する事項.....	9
1 周辺環境への影響.....	9
2 柳泉園クリーンポートへの影響.....	14
3 協議項目1に関する結論.....	18
協議項目2. 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項.....	19
1 新施設整備事業との調整.....	19
2 国や東京都の方針との整合.....	21
3 協議項目2に関する結論.....	25
協議項目3. 東村山市加入に伴う諸課題.....	26
1 加入時負担金と単年度負担金.....	26
2 補助金活用と財政計画.....	30
3 規約変更について.....	34
4 協議項目3に関する結論.....	35
第3節 加入協議会のまとめ.....	36
第4節 おわりに.....	37

■添付資料

添付資料1：令和7年4月21日付 7東環発第1533号

ごみの広域処理に向けた申入れについて（依頼）

添付資料2：令和7年5月13日付 7柳泉発第64号

ごみの広域処理に向けた申入れについて（回答）

添付資料3：令和7年8月20日付 7柳泉発第207号

柳泉園組合・東村山市加入協議会の設置について（回答）

添付資料4：柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱

添付資料5：柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う実証実験に関する覚書

添付資料6：柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書

添付資料7：将来負担予測

第1節 協議会について

1 設置の経緯及び目的

令和7年4月21日、東村山市長より柳泉園組合管理者に対し、「柳泉園組合への東村山市加入について、協議の場の設定。」についての申入れがなされた。

柳泉園組合（以下「組合」という。）は、組合周辺自治会協議会への説明の後、同年5月13日に、これを受諾するとともに、協議の場の設定準備に一定の時間を要する旨の回答を行った。

この回答後、組合は、組合と東村山市におけるごみの広域処理に向けた協議に必要な事項を定めることを目的とする柳泉園組合ごみの広域処理に向けた検討準備協議会（以下「準備協議会」という。）を設置し、清瀬市、東久留米市、西東京市（以下「関係市」という。）の副市長及び組合助役を委員とし、東村山市との協議の場の設定に向け、約3か月にわたる協議を行った。

同年8月20日、組合管理者より東村山市長に対し「柳泉園組合・東村山市加入協議会の設置について（回答）」を発出し、「柳泉園組合・東村山市加入協議会」（以下、「加入協議会」という。）の設置予定とともに、設置要綱（案）及び協議項目等を通知した。

同年10月1日、「柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱」を施行し、加入協議会を設置した。

加入協議会は、東村山市の申入れと、これに対する組合の回答を踏まえ、東村山市の加入に関して必要な検討及び協議を行い、周辺環境や既存施設への影響及び今後の施設整備に与える影響等について、関係市及び東村山市が相互に立場を理解・尊重し、多角的な視点から議論を進め、地域住民の安心や環境負荷の低減に配慮しつつ、各市のごみ処理に関する財政負担の適正化、組合の処理体制の安定化及び効率化を図り、将来にわたる持続可能なごみ処理システムの構築を目指すことを目的に、関係市の市長及び組合管理者並びに東村山市長を構成員として設置されたものである。

2 構成員

加入協議会の構成員は以下のとおりである。

加入協議会		
職名等	氏名	備考
組合管理者	富田 竜馬	会長
清瀬市長	原田 ひろみ	澁谷 桂司（前任：令和8年4月2日まで）
東久留米市長	富田 竜馬	
西東京市長	池澤 隆史	
東村山市長	渡部 尚	

※組合管理者は東久留米市長である。

加入協議会では、加入協議にあたり必要事項の調査・検討及び連絡調整を行うため、下部組織として幹事会を設置した。幹事会の構成員は以下のとおりである。

幹事会		
職名等	氏名	備考
組合助役	山下 一美	座長 西村 幸高（前任：令和8年3月31日まで）
清瀬市副市長	今村 広司	
東久留米市副市長	荒島 久人	
西東京市副市長	萱野 洋	
東村山市副市長	野崎 満	
清瀬市市民環境部長	門田 尚典	
東久留米市環境安全部長	関 知紀	
西東京市みどり環境部長	白井 一嘉	
東村山市環境資源循環部長	原田 俊哉	

3 開催状況

加入協議会を計4回、幹事会を計8回開催した。

（1）加入協議会

回次	開催日	次第
第1回	令和7年10月2日	1 柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱について （1）職務代理の指名 （2）会議の公開について （3）本協議会について （4）本協議会幹事会設置 2 柳泉園組合・東村山市加入協議会における協議項目について 3 加入協議に係る費用負担について 4 その他

第2回	令和8年1月30日	1 報告事項 (1) 幹事会における調査・検討内容の中間報告について 2 協議事項 (1) 柳泉園組合既存施設に関する事項 ア 周辺環境への影響 (ア) 柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う実証実験に関する覚書の決定について (2) 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項 ア 新施設整備事業との調整 (ア) 柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書の決定について 3 その他
第3回	令和8年7月1日	1 報告事項 (1) 幹事会における調査・検討内容の中間報告について 2 協議事項 (1) 柳泉園組合既存施設に関する事項 ア 東村山市燃やせるごみの搬入時期について (2) 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項 ア 東村山市の柳泉園組合への加入時期について (3) 東村山市加入に伴う諸課題 ア 加入時負担金と単年度負担金の考え方について 3 その他
第4回	令和8年8月4日	1 報告事項 (1) 幹事会における調査・検討内容の最終報告について 2 協議事項 (1) 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項 ア 4市における新清掃施設整備構想(案)について (2) 東村山市加入に伴う諸課題 ア 加入負担金について (3) 柳泉園組合・東村山市加入協議会協議報告書(案)について …※

		(4) 柳泉園組合への東村山市加入に関する協定書(案)について …※ (5) 東村山市の経費の負担に関する覚書(案)について …※ ※(3)～(5)については、(1)及び(2)の協議を踏まえ協議事項として追加した。 3 その他
--	--	---

(2) 幹事会

回次	開催日	次第
第1回	令和7年10月23日	1 幹事会の進め方について (1) 会議の公開について 2 本協議会幹事会に至る経緯について 3 協議方針について (1) 各協議項目における方針 (2) 幹事会協議リスト 4 その他
第2回	令和7年10月31日	1 協議事項について (1) 柳泉園組合既存施設に関する事項 ア 周辺環境への影響 イ 柳泉園クリーンポートへの影響 (2) 東村山市加入に伴う諸課題 ア 加入時負担金と単年度負担金 イ 補助金活用と財政計画 2 その他
第3回	令和7年11月20日	1 協議事項について (1) 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項 ア 国や東京都の方針との整合 (2) 東村山市加入に伴う諸課題 ア 加入時負担金と単年度負担金 2 その他
第4回	令和7年12月17日	1 幹事会協議リストについて 2 協議事項について (1) 柳泉園組合既存施設に関する事項 ア 周辺環境への影響 (2) 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項 ア 新清掃施設整備事業との調整 イ 国や東京都の方針との整合 (3) 東村山市加入に伴う諸課題 ア 加入時負担金と単年度負担金

		3 その他
第5回	令和8年1月21日	1 幹事会協議リストについて 2 協議事項について (1) 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項 ア 新施設整備事業との調整 イ 国や東京都の方針との整合 (2) 東村山市加入に伴う諸課題 ア 加入時負担金と単年度負担金 3 第2回柳泉園組合・東村山市加入協議会への報告(案)について 4 その他
第6回	令和8年4月28日	1 協議事項について (1) 東村山市加入に伴う諸課題 ア 加入時負担金と単年度負担金 イ 補助金活用と財政計画 ウ 規約変更について 2 その他 (1) 柳泉園組合・東村山市加入協議会へ報告する資料について (2) 今後の幹事会協議内容の確認
第7回	令和8年6月26日	1 幹事会協議リストについて 2 協議事項について (1) 柳泉園組合既存施設に関する事項 ア 周辺環境への影響 イ 柳泉園クリーンポートへの影響 (2) 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項 ア 新施設整備事業との調整 イ 国や東京都の方針との整合 (3) 東村山市加入に伴う諸課題 ア 加入時負担金と単年度負担金 イ 補助金活用と財政計画 ウ 規約変更について 3 第3回柳泉園組合・東村山市加入協議会への報告(案)等について 4 その他
第8回	令和8年7月29日	1 幹事会協議リストについて 2 報告事項 (1) 4市構想に関する報告事項 3 協議事項について (1) 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

		ア 新施設整備事業との調整 (2) 東村山市加入に伴う諸課題 ア 加入時負担金と単年度負担金 イ 補助金活用と財政計画 ウ 規約変更について 4 第4回柳泉園組合・東村山市加入協議会への報告(案)について 5 その他 (1) 第5回柳泉園組合・東村山市加入協議会(協定締結式)
--	--	---

4 東村山市における申入れの経緯

東村山市は、平成28年度より新しいごみ焼却施設の整備に向けた取組みを進めていたが、社会情勢や国や東京都の動向などを踏まえ、令和5年12月に施設整備基本計画の検討について一旦立ち止まり、広域化の可能性を含め、改めて多角的に確認・検討する判断に至った。

東村山市はその後、同市と隣接し、敷地の一部が同市域にある組合に対し、ごみの広域処理の可能性について、協議の場を設定する旨の申入れを行い、令和6年7月1日に設置された「柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会」（以下「可能性協議会」という。）において、関係市及び組合とともに、組合と東村山市のごみの広域処理の可能性について協議を行った。

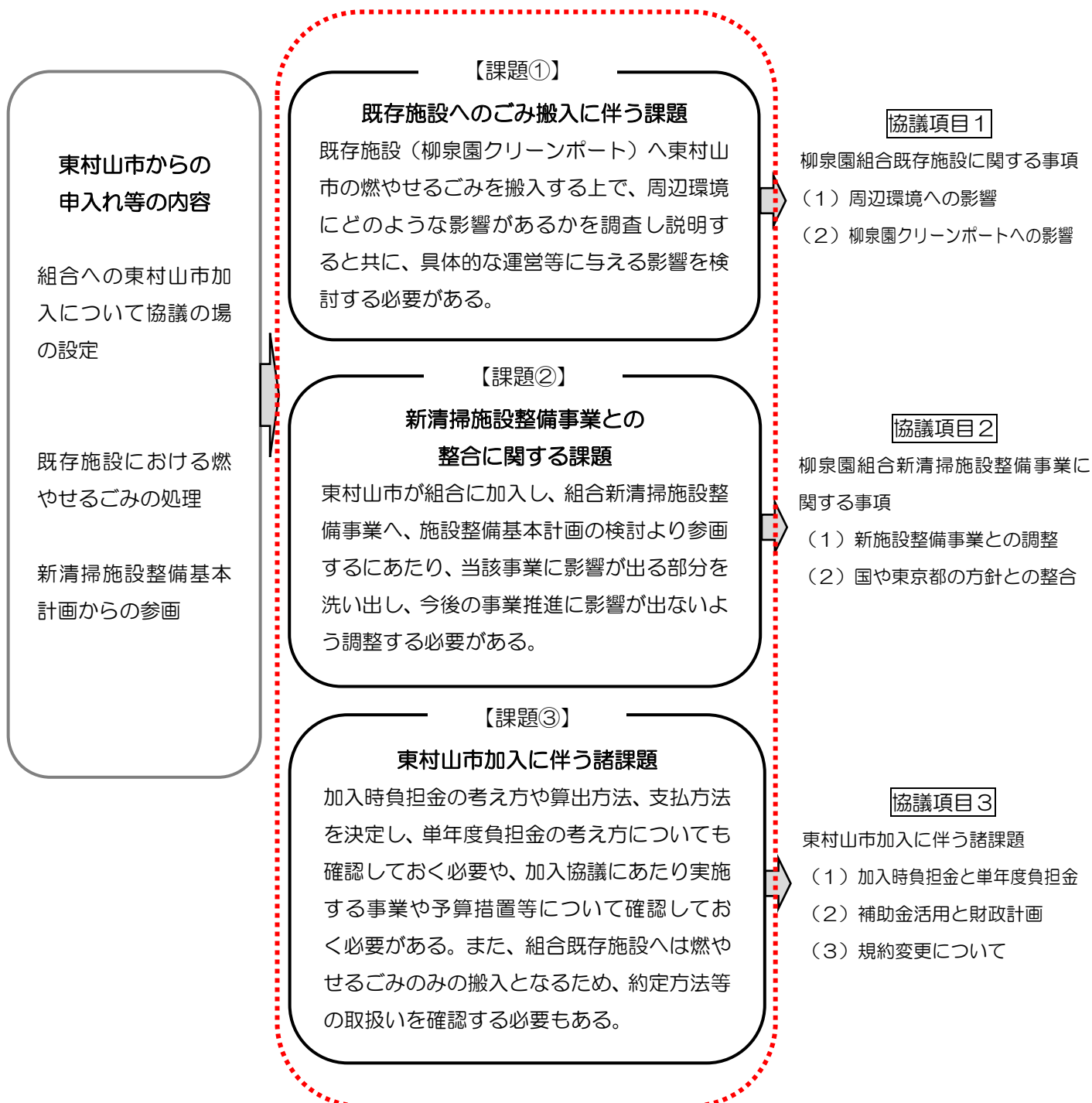
令和7年4月2日、可能性協議会会長である組合助役より、関係市の市長及び組合管理者並びに東村山市の市長に対し、「組合と東村山市のごみの広域処理は可能である」という内容を含めた協議結果報告がなされた。

東村山市はこの報告を受け、「東村山市単独によるごみ焼却施設の整備を留保すること」、「既存ごみ焼却施設の適正な維持補修を継続すること」、「組合とのごみの広域処理に向けて申入れを行うこと」の方針を決定した。

この方針に即し、東村山市長は組合管理者に対し、組合への東村山市加入について、協議の場の設定に関する申入れを行うに至った。

5 協議項目について

準備協議会において、東村山市からの申入れ等の内容から大きく3つの課題を抽出し、これらの課題を具体化するとともに、加入協議において必要となる協議内容を整理し、以下のとおり協議項目を設定した。



6 協議項目及び協議目的

加入協議会における協議項目及び協議目的は以下のとおりとした。

協議項目		協議目的
1. 柳泉園組合 既存施設に 関する事項	(1) 周辺環境への影響	東村山市の燃やせるごみを既存施設に搬入し処理をする上で、周辺環境にどのような影響があるかを調査する。
	(2) 柳泉園クリーンポートへの影響	東村山市の燃やせるごみを柳泉園クリーンポートに搬入して処理をする上で、施設運営にどのような影響があるかを調査する。
2. 柳泉園組合 新清掃施設 整備事業に 関する事項	(1) 新施設整備事業との調整	東村山市の加入にあたり、組合の新清掃施設整備事業へ与える影響を確認するとともに、当該事業に影響が出ないよう必要な調整を行う。
	(2) 国や東京都の方針との整合	ごみ処理の広域化・施設の集約化を進める国や東京都の方針や事由に対し、4市地域の状況がその方針や事由と整合するかを確認する。
3. 東村山市加 入に伴う諸 課題	(1) 加入時負担金と単年度負担金	東村山市が支払う加入時負担金（加入負担金）の考え方や金額、並びに支払方法を決定する。 また、単年度負担金の考え方などの確認を行う。
	(2) 補助金活用と財政計画	加入協議で必要となり、実施する事業で活用できる補助金や、費用負担について決定する。 また、東村山市加入による財政効果を検証するため、財政計画のシミュレーションを行う。
	(3) 規約変更について	東村山市の加入が決定した場合に必要な手続きについて確認する。

第2節 協議結果及び結論について

協議項目1. 柳泉園組合既存施設に関する事項

1 周辺環境への影響

(1) 本項における協議の概要

東村山市が組合に加入し、燃やせるごみの搬入を開始した場合の組合周辺環境への影響を把握するため、実証実験の実施、具体的な実施内容や実施方法及びその実施結果に関する協議を行った。

(2) 実証実験

ア 実証実験について

東村山市の燃やせるごみ（行政回収分）を試験的に組合に搬入し、組合周辺環境への影響について、搬入期間中と搬入期間外の状況を比較することにより行う。

イ 搬入期間

令和8年5月11日（月）から5月15日（金）まで（水曜日を除く4日間）

ウ 実証実験で行う調査

交通調査及びごみ処理に伴う排ガス調査

(3) 交通調査

ア 調査の概要

(ア) 実施方法等

a 業務委託により実施

b 契約金額 4,730,000円（税込）

c 東京都の「区市町村との連携による環境政策高度化事業補助金」を活用予定（令和8年8月時点で申請手続き中）

(イ) 調査箇所及び調査事項

a 恩多町一丁目交差点：交通量（対組合方向）、交通状況（渋滞・滞留）

b 組合北門付近：交通状況（信号がないため渋滞と滞留は同じ事象とみなす）

(ウ) 調査日及び時間

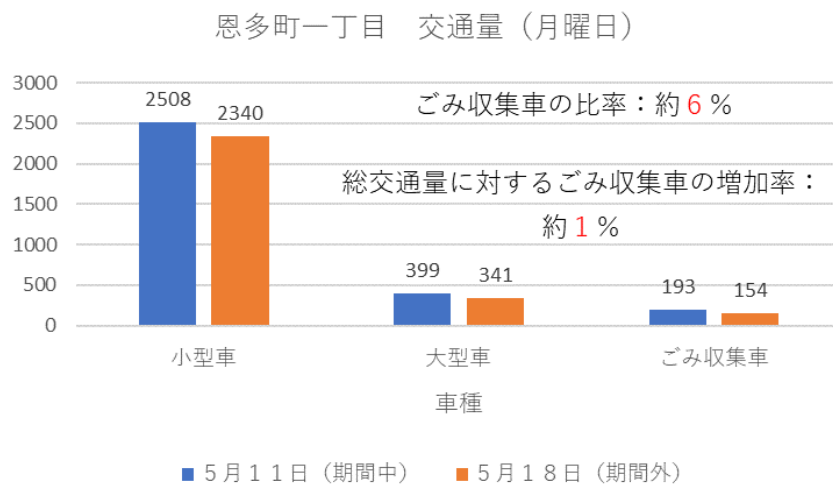
a 搬入期間中：5月11日、12日、14日、15日（4日間）

b 搬入期間外：5月18日、19日、21日、22日（4日間）

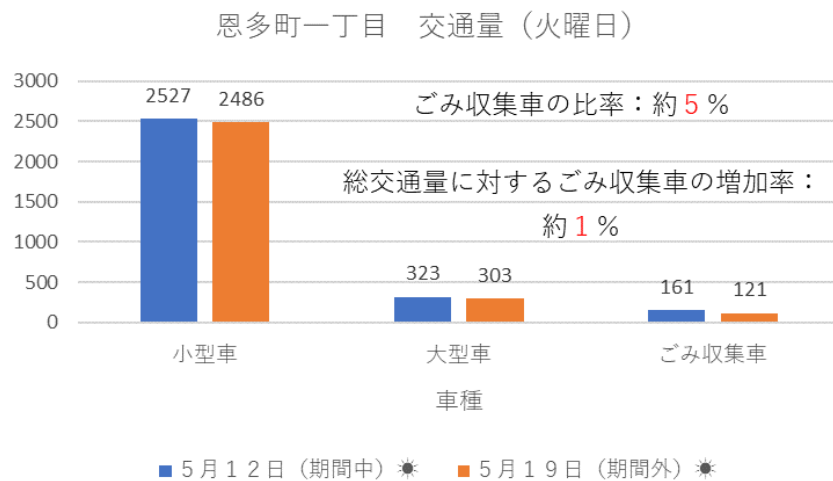
c 時 間：8時～17時までの9時間調査

イ 調査結果概要

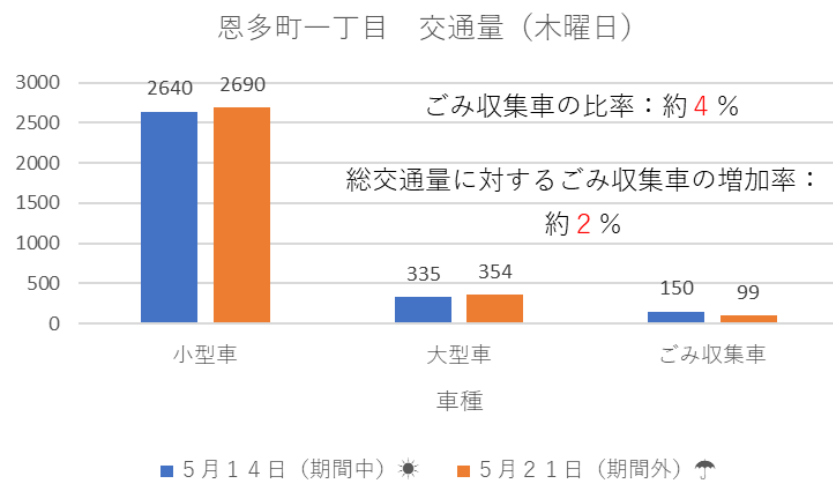
(ア) 恩多町一丁目交差点（委託事業者の報告値から引用）



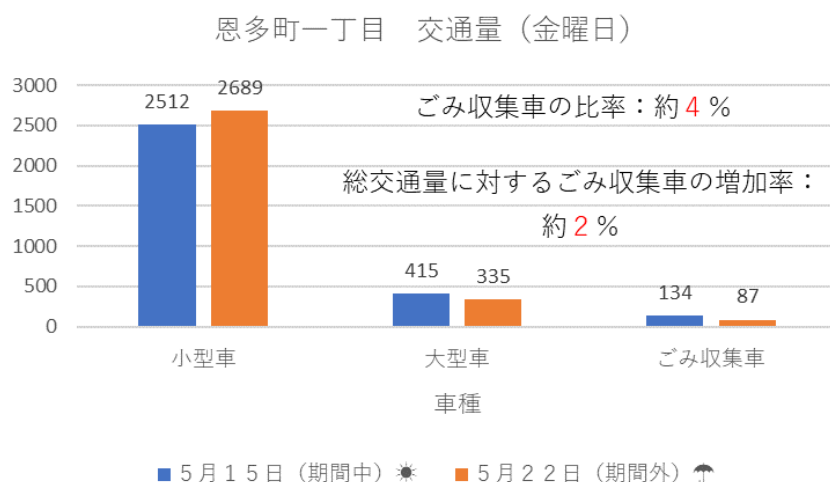
月曜日比較



火曜日比較



木曜日比較



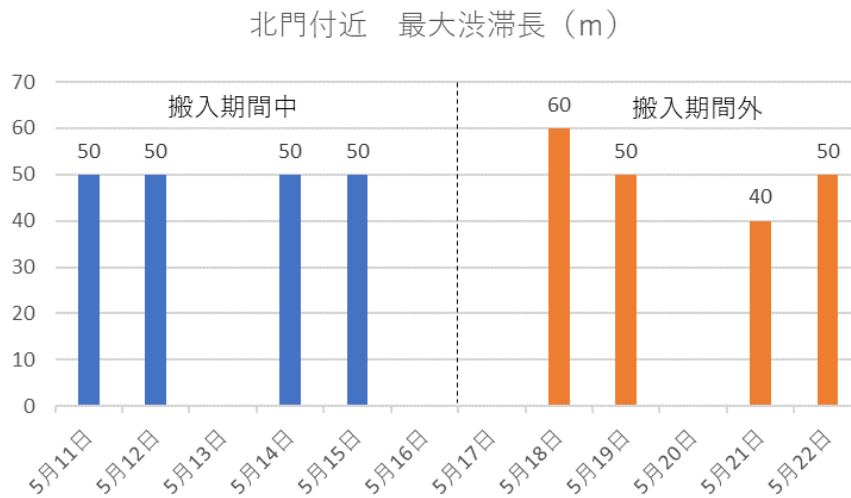
金曜日比較

東村山市の燃やせるごみの搬入に伴い、ごみ収集車の台数は1日平均で41台の増となるが、恩多町一丁目交差点から組合方向に向かう総交通量に対する東村山市のごみ収集車台数の増加率は約1%～2%であった。

ごみ収集車よりも小型車台数の日変化（日ごとのばらつき）の方が大きく、木曜日と金曜日については、東村山市の搬入期間外の方が総交通量は多かったことから、搬入期間中と搬入期間外で当該交差点から組合方面へ向かう交通量に大きな差は確認できなかった。

また、当該交差点における渋滞長については、搬入期間中に発生した場合の最大渋滞長の方がやや長くなる傾向であったが、搬入期間外と比較していずれも渋滞長0m（青信号の間におけるはけ残りなし）が8～9割を占め、渋滞は概ね発生しなかった。

(イ) 北門付近（委託事業者の報告値から引用）



最大渋滞長比較（北門付近 北側方向）

組合北門付近において、右折入場等により発生した新所沢街道北方向への渋滞の発生回数は、やや増加したものの、その7割以上が1台のみの右折待ちであり、最大渋滞長を比較すると、東村山市の燃やせるごみの搬入期間中と搬入期間外における差はわずかであり、東村山市収集車による影響は確認されなかった。

また、渋滞発生のうち約1%であった5台程度の最大渋滞長についても、およそ6台以上の渋滞に至ることなく短時間で解消されていた。

(ウ) 東村山市の燃やせるごみの搬入による影響評価

東村山市の燃やせるごみの搬入による組合北門付近及び恩多町一丁目交差点への影響はごくわずかであり、問題は確認されなかった。

項目	評価結果
交通量	東村山市収集車分の台数増加は、総交通量に対し1～2%程度にとどまっていた。 また、ごみ収集車よりも、小型車の日変化(影響要因)の方が大きく、調査を通して東村山市の搬入期間中及び搬入期間外での交通量に大きな差はみられなかった。
渋滞長	柳泉園組合北門入口の北側(右折入庫)からの搬入においては、搬入期間中及び搬入期間外での渋滞長に変化はなく、渋滞が生じても短時間で解消されていた。
交通量と渋滞長の関係	東村山市のごみ収集車の搬入により、渋滞長の発生時間は早まったが、その他時間は搬入期間中と搬入期間外で概ね同様の傾向であった。 柳泉園北門前の渋滞も速やかに解消されており、特段の支障は認められなかった。
天候・交通条件	天候による交通量の変化はなかった。 搬入期間中に植栽伐採による交通規制があり、これに伴う一時的な渋滞長の延伸が生じたが、渋滞は短時間で解消していた。

(4) 排ガス調査

ア 調査の概要

(ア) 実施方法

- a 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の委託事業者において実施
※定期調査で確認するものであり、調査方法・内容は同じである。

(イ) 調査事項

- a 排ガス分析及びダイオキシン類測定

(ウ) 実施日

- a 5月14日（ダイオキシン類）、15日（排ガス分析）

※東村山市の燃やせるごみの搬入期間中に実施した。

イ 調査結果

調査の結果、排ガス及びダイオキシン類いずれも排出基準内にあり、通常時の測定結果と差異は確認されなかった。

●実証実験に伴う排ガス等測定結果

1 ばい煙測定結果

(1) ばいじん 【排出基準：0.08g/m³N（自主規制値：0.02g/m³N）】

1号炉	通常	R8.5.15	(単位：g/m ³ N)
	<0.001	<0.001	
2号炉	<0.001	-	
3号炉	<0.001	<0.001	

(2) 塩化水素 【排出基準：430ppm（自主規制値：25ppm）】

1号炉	通常	R8.5.15	(単位：ppm)
	<1~5	1	
2号炉	<1~4	-	
3号炉	<1~2	1	

(3) 窒素酸化物 【排出基準：250ppm（自主規制値：56ppm）】

1号炉	通常	R8.5.15	(単位：ppm)
	23~27	25	
2号炉	23~29	-	
3号炉	10~29	28	

(4) 硫黄酸化 【上段：排出量83~86m³/h、下段：濃度（自主規制値：20ppm）】

1号炉	通常	R8.5.15	(単位：上段m ³ /h、下段ppm)
	<0.023~0.073	0.029	
	<1~2	1	
2号炉	<0.022~0.058	-	
	<1~2	-	
3号炉	<0.021~0.047	<0.023	
	<1~1	<1	

(5) 全水銀 【排出基準：50μg/m³N】

1号炉	通常	R8.5.15	(単位：μg/m ³ N)
	0.14未満	0.13未満	
2号炉	通常	-	
	0.13未満	-	
3号炉	通常	R8.5.15	
	0.13未満~0.36	0.13未満	

2 ダイオキシン類測定結果

(1) 排ガス 【排出基準：0.1ng-TEQ/m³N】

1号炉	通常	R8.5.14	(単位：ng-TEQ/m ³ N)
	0.000048~0.00037	0.00030	
2号炉	通常	-	
	0.0000013~0.00033	-	
3号炉	通常	R8.5.14	
	0.0000031~0.00027	0.00032	

(2) 排水 【排出基準：10pg-TEQ/L】

	通常	R8.5.14	(単位：pg-TEQ/L)
工場排水	0~0.09	0	
総合排水	1.3以下	0.0095	

(3) 焼却灰 【排出基準：-】

	通常	R8.5.14	(単位：ng-TEQ/g)
焼却灰	0.0086~0.018	0.013	
ばいじん（飛灰）	0.053~0.15	0.069	

※「通常」は令和7年度以降の測定結果に基づくものである。

協議項目 1. 柳泉園組合既存施設に関する事項

2 柳泉園クリーンポートへの影響

(1) 本項における協議の概要

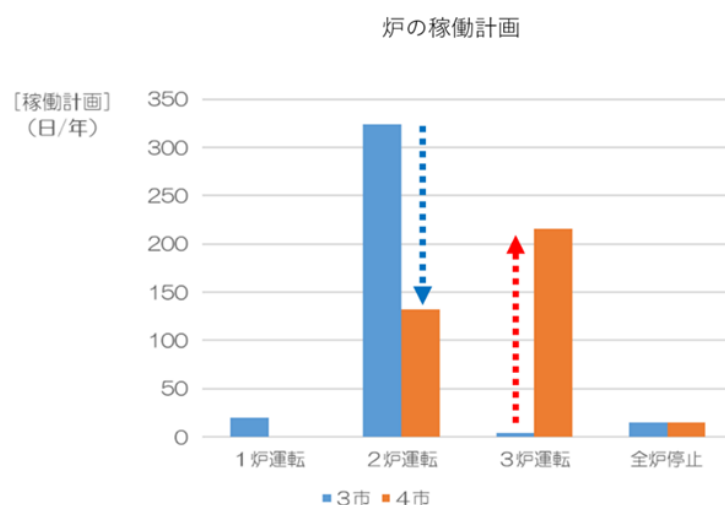
東村山市の燃やせるごみを柳泉園クリーンポートに搬入し処理するにあたり、同施設の運営に及ぼす影響を把握するため、当該影響についての調査及びその結果に関し、協議を行った。

(2) 調査結果

ア 柳泉園クリーンポート焼却炉稼働計画への影響

関係市におけるごみ排出量の削減の取組みの成果もあり、近年の焼却処理量は施設の処理能力を大きく下回っており、施設の運転に問題はないものの 1 炉での運転では発電が困難であり、2 炉での運転による発電確保や、メンテナンス月を除いて買電量ゼロを達成するための努力を行っている状況である。

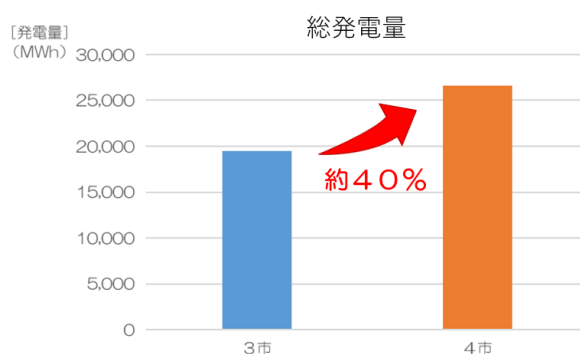
東村山市の燃やせるごみの受け入れにより、1 炉運転がなくなることによって買電量が減少し、3 炉での運転可能な日数が増えることで施設の稼働が安定し、発電量も大きく増加する。



イ 発電量等への影響

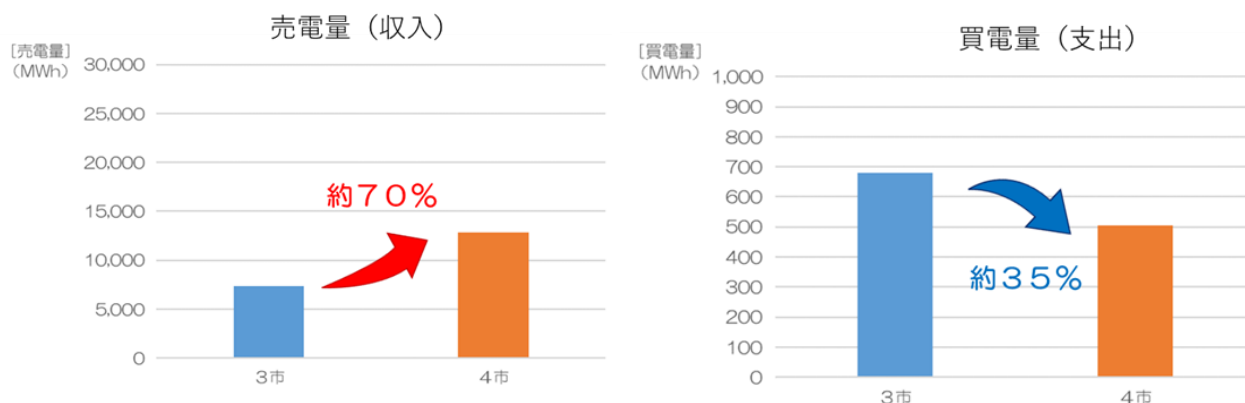
(ア) 総発電量（令和 9 年度～令和 13 年度の平均）

東村山市の燃やせるごみの受け入れ開始に伴い、柳泉園クリーンポートにおける発電量は約 40% の増となる見込みである。



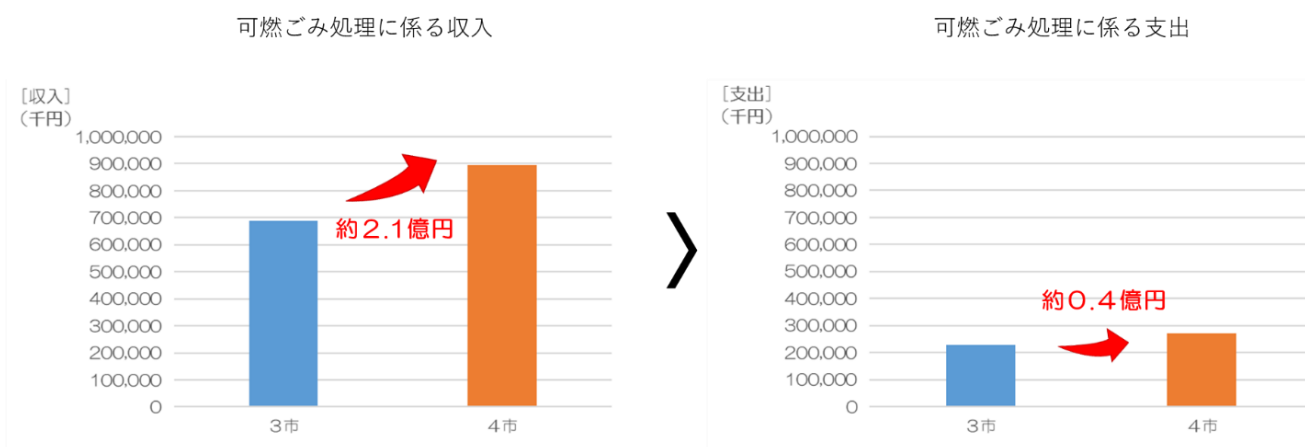
(イ) 売電量及び買電量（令和9年度～令和13年度の平均）

発電量の増に伴い、売電量（売電収入）は約70%の増となる見込みであり、買電量（買電支出）は約35%の減となる見込みである。



(ウ) 予算への影響（令和9年度～令和13年度の平均）

ごみの焼却処理に係る収入・支出については、支出で約4,000万円増えるものの、売電収入等が大きく増となることで収入が約2億1,000万円の増となることから、全体として約1億7,000万円の増収が見込まれる。



(エ) 温室効果ガス排出量への影響

東村山市の燃やせるごみの搬入により、東村山市秋水園と柳泉園クリーンポートの両施設で焼却処理するごみの総量は変わらないが、エネルギーの分散消費の抑制や運転の効率化により、温室効果ガス排出量はCO₂換算で約4.0%減少すると見込まれる。

これは、発電設備のない東村山市秋水園焼却炉の稼働が停止し、柳泉園クリーンポートにおける発電（売電）量が増加し、施設の集約化による燃料使用量等の削減効果などによるものである。

温室効果ガス排出量（CO₂換算）



(オ) 業務運営上の影響

前述の実証実験において、東村山市の燃やせるごみの受け入れに伴い、職員の事務や関係する協力事業者（委託事業者）の業務遂行上の問題がないか確認したところ、特に影響や問題はなかった。

ウ 東村山市の燃やせるごみの受け入れ時期

(ア) 柳泉園クリーンポート焼却処理可能量と4市焼却処理量の推計

柳泉園クリーンポートの焼却処理可能量は86,279 t/年であり、関係市に東村山市を加えた4市の焼却処理量を比較すると、令和10年度以降に焼却処理量が処理可能量を下回り、東村山市の燃やせるごみ全量を受け入れることが可能となる。

なお、各市の焼却処理量は一般廃棄物処理基本計画の計画値に基づくものである。

焼却処理量



(イ) 組合の受け入れ準備期間

東村山市の燃やせるごみの受け入れに伴い、組合において必要な準備は以下のとおりであり、平行して準備を行うため、準備に要する期間は総じて約3か月間である。

項目	必要期間	費用の有無
帳票システム改修	約2か月	有
備品（検量カード等）の調達	約1か月	有
協力事業者への周知及び研修等	約1か月	無
事務的な調整、変更及び確認等	約1か月	無



東村山市負担

総じて準備に約3か月間を要する

協議項目 1．柳泉園組合既存施設に関する事項

3 協議項目 1 に関する結論

実証実験を通じた交通調査及び排ガス調査の結果、東村山市の燃やせるごみを組合に搬入することに伴う周辺環境への影響はないものと認められる。

また、柳泉園クリーンポートの運営面の影響もなく、東村山市の燃やせるごみの搬入開始により、総発電量及び売電量の増加による収入増による財政効果や、温室効果ガス排出量の削減による環境負荷軽減効果が期待できる。

さらに、令和 6 年度の可能性協議会の結論を踏まえ、令和 10 年度以降に柳泉園クリーンポートの焼却処理可能量を下回ることから、組合の受け入れ準備期間も考慮し、東村山市燃やせるごみの受け入れは令和 10 年 4 月 1 日からとすることで合意した。

東村山市の燃やせるごみを組合に搬入するにあたっては、関係市と同様に東久留米市及び東村山市の周辺住民の皆さまへの配慮を最優先とし、周辺道路及び場内における交通ルールの徹底を図りながら安全かつ適正な搬入を行うことを確認した。

協議項目 2. 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

1 新施設整備事業との調整

(1) 本項における協議の概要

東村山市の加入にあたり、組合新清掃施設整備事業へ与える影響を確認するとともに、当該事業に影響が出ないよう必要な事項に関する協議を行った。

(2) 組合新清掃施設整備事業で取り扱う東村山市のごみ及び資源物について

第1回加入協議会における東村山市長からの発言を受け、組合周辺自治会協議会の了承の後、組合新清掃施設整備においては、東村山市の燃やせるごみ及び燃やせるごみ以外を対象とし、協議を進めることとした。

この場を借りて改めて申入れに込めた東村山市の希望を直接述べさせていただく。

(略)併せて、令和9年度から想定されている施設整備基本計画の検討へ、東村山市も参加させていただき、将来的には、柳泉園組合新清掃施設において、柳泉園組合が処理されると思われる燃やせるごみ及び燃やせるごみ以外についても処理をお願いしたい。

第1回加入協議会会議録より抜粋

(3) 調査の概要

ア 実施方法

- a 業務委託により、4市における新清掃施設整備構想(以下「4市整備構想」という。)を策定する。
- b 規模や概算事業費等について、新清掃施設整備基本構想(以下「基本構想」という。)との比較により行う。
- c 東京都の「区市町村との連携による環境政策高度化事業補助金」を活用予定(令和8年8月時点で申請手続き中)

イ 調査及び結果

「4市における新清掃施設整備構想」のとおり。

	3 市 (令和 7 年 3 月策定 基本構想)	4 市 (4 市整備構想)		
施設規模	可燃ごみ（災害廃棄物分 1 0 %含む） 2 3 2 t	可燃ごみ（災害廃棄物分 1 0 %含む） 3 1 4 t		
	不燃・粗大ごみ 3 0 t	不燃・粗大ごみ 4 3 t		
	プラスチック廃棄物（容器包装＋製品） 2 7 t	プラスチック廃棄物（容器包装＋製品） 3 8 t		
	缶・びん・ペットボトル 2 3 t	缶・びん・ペットボトル 2 8 t		
建築面積 (管理棟 1, 0 0 0 ㎡ を含む)	合棟案 8, 2 0 0 ㎡ 別棟案 9, 1 0 0 ㎡ (既存施設 9, 4 2 1 ㎡ うち管理棟 9 7 8 ㎡)	合棟案 9, 2 0 0 ㎡ 別棟案 9, 6 0 0 ㎡ (既存施設 9, 4 2 1 ㎡ うち管理棟 9 7 8 ㎡)		
概算事業費	3市 (R6基準)		4市 (R6基準)	
	項目		項目	
	合棟案		合棟案	
	別棟案		別棟案	
	建設費		建設費	
	エネルギー回収施設		エネルギー回収施設	
	マテリアルリサイクル推進施設		マテリアルリサイクル推進施設	
	解体費		解体費	
施設運営費		施設運営費		
概算事業費		概算事業費		

- ※1 処理品目及び建設地等の詳細が未決定であることによる変動要因がある。
- ※2 プラントメーカーによる見積差も大きく、基本仕様や設計による変動要因がある。
- ※3 令和7年3月策定の基本構想と同様条件により見積もっている。

基本構想及び4市整備構想上想定するすべての品目を処理すると仮定すると、施設規模については、可燃ごみ（災害廃棄物分を含む）は82t、不燃・粗大ごみは13t、プラスチック廃棄物は11t、資源物（缶・びん・ペットボトル）は5tの増となる。

また、建築面積については、一般的な事例等から施設建物（建屋）の建築に必要な面積を推定したものであり、実際の処理対象品目や基本仕様、その他条件等にも依存するものである。

概算事業費については、基本構想と比較するため令和6年度水準の見積額であり、具体的な施設整備条件が決定しているものではない。

運営費（20年間）については、令和6年度に策定した基本構想の時点でプラントメーカーヒアリング結果の最大値水準としており、今回の4市整備構想でのヒアリング結果においても運営費の最大値は変わらなかった。

ウ 事業スケジュールについて

組合においては、基本構想で示す事業スケジュールに遅れが生じないよう令和9年度からの新清掃施設整備基本計画着手を予定する。

協議項目 2. 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

2 国や東京都の方針との整合

(1) 本項における協議の概要

今後の施設整備を見据えた上で、4市地域におけるごみ処理の広域化・施設の集約化の妥当性を検討するにあたり、今般の4市地域における状況が国や東京都の広域化・集約化を進めるべきとする事由と整合するものであるかを確認するための調査を行うとともに、その結果に関する協議を行った。

(2) 国の方針

国は、平成9年に都道府県に対し、「ごみ処理の広域化計画について」を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、ごみ処理の広域化を推進した。

その後、人口減少やリサイクルの推進などにより国内のごみ処理を取り巻く状況が大きく変化したことを受けて、平成31年に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出し、安定的かつ効率的な処理体制の構築を推進するため、都道府県に対し、管内市町村と連携してごみ処理の広域化・集約化に係る計画の策定を求めた。

さらに、令和6年3月には「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出し、人口減少・施設老朽化・財政制約・災害などの諸課題に対応し、同時に脱炭素化も推進していくため、広域的・集約的な処理体制へ転換すべく、都道府県に対し、2050年度までを計画期間とする「長期広域化・集約化計画」を策定することを原則化し、持続可能なごみ処理体制の構築を強く促している。

(3) 東京都の方針

東京都は、令和5年3月「東京都における今後のごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の方向性」を作成し、以下の考え方に基づき、区市町村及び一部事務組合と連携し、一般廃棄物処理の広域化・集約化計画の策定を進めている。

東京都の広域化・集約化の基本的な考え方

ごみ焼却施設についてはエネルギー利活用の観点から、引き続き原則として100t/日以上の全連続焼却式ごみ処理施設の設置を目指し、地域ごとの状況を踏まえ300t/日以上のごみ焼却施設の設置も検討する。

多摩地域においては地理的制約が少なく道路交通網が比較的整っていること、既に旧計画で設定したブロックを超えた広域化が実現していること、必ずしも隣接する地域間の施設更新時期が近いとは限らず、旧計画のような3つのブロック設定が合理的でなくなっていることなどから、多摩地域全域を1ブロックと設定する。

【ごみ焼却施設】

地域の状況や施設の更新時期を踏まえ、広域化を基本としたエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を目指す。なお、処理費用や温室効果ガス排出量などについて検討し、安定・効率的な体制を選択する。

【マテリアルリサイクル推進施設】

粗大ごみ処理施設は処理や運用面の効率化から、焼却施設への併設及び集約化を検討。

資源化施設は、令和4年施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ処理体制の効率化を図る。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化が必要とされる理由

ごみ処理の広域化・施設の集約化が必要とされる主な理由は以下のとおりである。

主な理由	
①社会問題への対応	●自治体の人口減少及び労働人口の減少によりごみ処理業務の担い手が不足すること。 ●ごみ排出量の減少により施設運転効率の低下及びエネルギーの浪費を招くこと。
②環境問題への対応	●小規模施設では燃焼効率が低く、温室効果ガス排出量が多くなること。 ●施設数が多いことによるエネルギー消費の分散等で非効率化を招き、温室効果ガス排出量が多くなること。
③財政問題への対応	●人口減少に伴う税収の減少により、自治体単独あるいは小規模での建替、管理、運営が困難となること。 ●小規模施設では処理単価が高くなり、運営効率が下がること。 ●広域で1施設を運営管理する方が、1市あたりの財政負担が軽減すること。
④その他諸問題への対応	●単位地域において、同時期に更新を迎える施設数が多いことにより、技術者が不足し、建設費が高騰すること。 ●人手不足や建設費の高騰が原因となり、施設更新事業の遅れなどが生じることで、施設の老朽化が進行し、様々な問題が発生する恐れがあること。

(5) 4市の状況

人口については、長期的に4市とも減少していくことが見込まれている。

① 人口減少状況（中長期）

清瀬市		東久留米市		西東京市		東村山市	
○		○		△		○	
	2020年(実績)	2025年(実績)	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
清瀬市	74,636	75,011	75,289	74,558	73,865	73,212	72,531
東久留米市	116,916	116,325	111,745	109,977	108,383	106,934	105,467
西東京市	205,125	206,245	212,640	213,841	214,300	213,944	212,923
東村山市	151,255	151,795	152,166	151,397	150,472	149,221	147,601
合計	547,932	549,376	551,840	549,773	547,020	543,311	538,522

〈出典〉

実績は各市1月時点の公表値

推計は国立社会保障・人口問題研究所 将来の男女5歳階級別推計人口(総数)より

単位:(人)

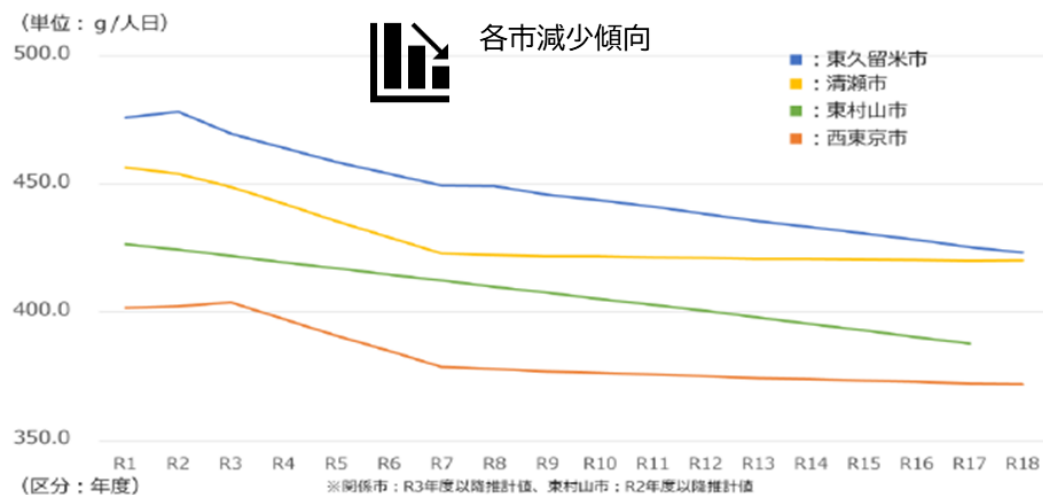
ごみ排出量についても、4市ともに減少していくことが見込まれている。

② ごみ排出量減少状況

清瀬市	東久留米市	西東京市	東村山市
○	○	○	○

● 1人1日当たりの可燃ごみ排出量

各市一般廃棄物処理基本計画等より
※東村山市の将来推計はR17年度まで



令和6年 柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会協議結果報告書より

2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指すことを表明する「ゼロカーボンシティ宣言」について、4市ともに宣言している。

③ ゼロカーボンシティ宣言状況

清瀬市	東久留米市	西東京市	東村山市
○	○	○	○
R4.6.7	R5.3.1	R4.2.25	R5.2.24

協議項目 2．柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

3 協議項目 2 に関する結論

4 市整備構想の処理規模や建築面積、概算事業費に関する比較確認の結果、3 市で事業を進めるよりも 4 市で事業を行う方が 1 市あたりの財政負担は軽減される見込みであり、現時点で特段の問題はないと認められる。

また、具体的な施設整備条件が決定していないことから、今後東村山市を含む 5 団体で適切な施設整備計画の検討を進めることで合意した。

更に、国や東京都が示すごみ処理の広域化・施設の集約化方針及び広域化等が必要な事由に対して、4 市地域（清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市）の実情が整合するかを確認した結果、4 市地域において、長期的な人口減少やごみ排出量の減少が見込まれ、4 市ともにゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050 年までに CO₂ 排出量実質ゼロを目指している状況であることを確認した。

財政状況については、4 市ともに厳しい財政事情の中で、財源確保や経費の見直しに取り組みつつ、環境行政分野を含め、各市それぞれの主要な施策を進めているところであることも踏まえ、4 市地域の実情も国や東京都が広域化・集約化を進めるべきとする事由に整合すると考えられ、我々の地域の将来に向けて有益となるものと判断した。

以上の結果と、東村山市が施設整備事業における基本計画から参画したいという申入れを踏まえて、東村山市の加入時期は令和 9 年 4 月 1 日を予定することで合意した。

協議項目 3. 東村山市加入に伴う諸課題

1 加入時負担金と単年度負担金

(1) 本項における協議の概要

東村山市の加入に伴い負担すべき費用（加入負担金）に関することや、ごみの搬入がない加入初年度の単年度負担金の考え方や算出方法等に関する協議を行った。

(2) 加入負担金

ア 基本的な考え方

加入負担金は、既存施設等の組合財産に対する相応分などを加入市に適切に負担いただくことで、既存構成 3 市との公平性を担保するものであり、以下のとおりとする。

$$\boxed{\text{加入負担金} = (\text{ア}) \text{資産に係る負担額} + (\text{イ}) \text{その他負担額}}$$

(ア) 資産に係る負担額

原則として加入協定締結時点において公表されている組合の統一的な基準による財務書類（貸借対照表）の純資産額の 4 分の 1 に相当する金額。

ただし、資産のうち「土地」価額については、統一的な基準による財務書類の制度が導入された当時の資産価値のままであることから、加入協定締結時点において公表されている最新の固定資産税路線価とする。

(イ) その他負担額

a 清柳園解体に伴う既済費用の応分負担

清柳園跡地の将来的な売却処分を予定しており、売却処分に伴う組合の歳入は東村山市を含む 4 市の財産となる見込みであることから、令和 2 年度から加入協定締結時点において確定している決算年度までに完了した清柳園焼却施設解体関連事業に要した総額の 4 分の 1 に相当する金額。

b 加入協議に伴う東村山市の応分負担

「柳泉園組合・東村山市加入に伴う実証実験に関する覚書」に伴う負担額及び、「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書」に伴う負担額。

イ 加入負担金の額

以下のとおりとする。

ただし、「(2)の②加入協議に伴う費用」について、結果的に交付率又は交付額に変更があった場合でも、後々の過不足精算等を行わない。

(1) 資産に係る負担額

令和6年度決算(土地価額以外)及び令和8年1月時点の固定資産税路線価(土地価額)。

純資産額	15,902,571,072 円
× 1 / 4	3,975,642,768 円

(2) その他の負担額

①清柳園解体事業の既済部分

既済額	148,827,093 円
× 1 / 4	37,206,773 円

②加入協議に伴う費用

交通調査分	4,030,000 円※1
4市整備構想分	

※1 組合申請分の補助金(400万円)出た場合の東村山市負担相当分

(3) 加入負担金

金 4,016,880 千円 ※2

※2 千円単位未満四捨五入

【算定資料】

貸借対照表

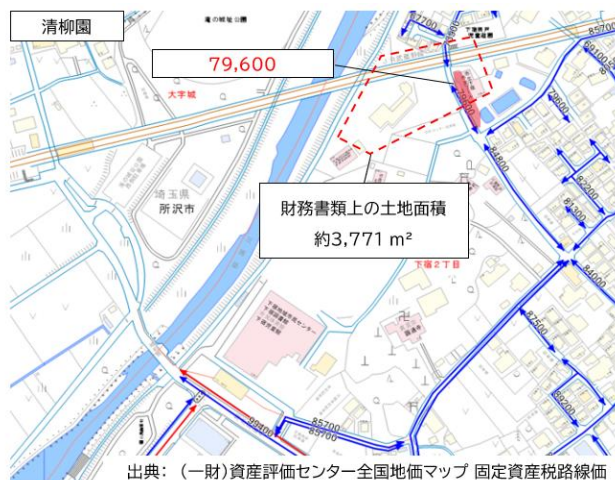
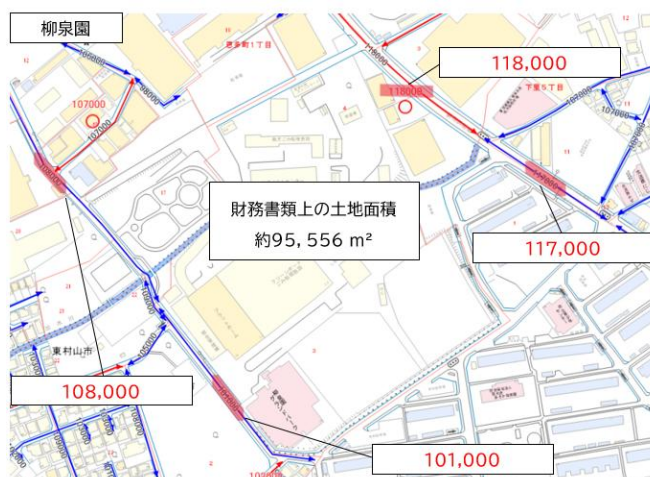
自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

10,619,919

(単位:千円)

科目	R5	R6	増減	科目	R5	R6	増減
【資産の部】				【負債の部】			
固定資産	14,710,327	14,897,376	187,049	固定負債	312,437	324,245	11,808
有形固定資産	13,435,034	13,550,406	115,372	地方債	0	0	0
事業用資産	13,420,542	13,539,977	119,435	退職手当引当金	312,437	324,245	11,808
土地	9,347,953	9,347,953	0	流動負債	593,326	428,512	△ 164,814
建物	5,329,286	5,381,058	51,772	1年内償還予定地方債	0	0	0
建物減価償却累計額	△ 3,183,906	△ 3,376,710	△ 192,804	未払金	563,690	396,854	△ 166,836
工作物	14,566,398	15,238,982	672,584	賞与等引当金	22,976	25,018	2,042
工作物減価償却累計額	△ 12,639,189	△ 13,051,306	△ 412,117	預り金	6,660	6,640	△ 20
物品	40,789	40,789	0	負債合計	905,763	752,757	△ 153,006
物品減価償却累計額	△ 26,298	△ 30,360	△ 4,062	【純資産の部】			
投資その他の資産	1,275,293	1,346,970	71,677	固定資産等形成分	14,710,327	14,897,376	187,049
長期延滞債権	0	0	0	余剰分(不足分)	△ 517,342	△ 266,771	250,571
基金	1,275,293	1,346,970	71,677				
その他	1,275,293	1,346,970	71,677				
徴収不能引当金	0	0	0				
流動資産	388,421	485,986	97,565				
現金預金	388,421	485,986	97,565				
未収金	0	0	0				
その他	0	0	0				
資産合計	15,098,747	15,383,362	284,615	純資産合計	14,192,984	14,630,605	437,621
				負債及び純資産合計	15,098,747	15,383,362	284,615

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。



財務書類上(H28)の土地の資産価額	加入負担金算出上(R8)の土地の資産価額
9,347,953千円 ※	10,619,919千円
※ H28の固定資産税路線価	13.6% ↑

清柳園解体事業の既済部分（※既に既存構成3市で積み立てた清柳園解体事業基金により実施した事業）

契約年度	件名	決算額（円）
R2	清柳園電気集塵機撤去工事	37,400,000
R3	清柳園焼却施設解体実施設計委託	23,802,823
R3	清柳園土壌飛散防止工事	2,530,000
R4	清柳園測量委託	1,980,000
R4	清柳園土壌汚染追加調査委託	28,136,661
R5	清柳園焼却施設解体実施設計委託	13,200,000
R6	清柳園焼却施設解体工事	32,046,388
R6	清柳園焼却施設解体工事施工監理業務委託	9,152,000
R6	清柳園地積更正登記業務委託	579,221
合計		148,827,093 円

加入協議に伴う費用

交通量等調査業務委託	:4,730,000円(税込:契約額)
4市整備構想策定支援業務委託	:3,300,000円(税込:契約額)
合計	:8,030,000円(税込)
交付申請額(1/2の場合)	:4,000,000円
東村山市負担額	:4,030,000円

ウ 加入負担金の支払方法

組合が計画している新清掃施設整備事業における可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの全てが稼働する年度の前年度までに組合に対して支払う。

(3) 単年度負担金

ア 加入初年度の単年度負担金

東村山市の組合への加入時期は令和9年度、燃やせるごみの搬入開始は令和10年度であるが、従前の組合単年度負担金計算ではごみの搬入が全くない場合を想定していない。

そのため、加入初年度（令和9年度）の東村山市単年度負担金の基本的な考え方は、「ごみの搬入・処理が無い中でも必要となる議会、新清掃施設整備事業、厚生施設等の経費に限定した費用」で、以下の内容とすることで決定した。

令和9年度組合当初予算のうち、以下の項目
① 議会費総額の1/4の額
② 総務費人件費のうち、議会及び新清掃施設整備基本計画に従事する人員分の人件費の1/4の額
③ 総務管理費のうち、新清掃施設整備基本計画等委託料から国交付金等特定財源を除いた額の1/4の額
④ 厚生施設指定管理料の1/4の額
⑤ 副管理者報酬の1/3(東村山市長1名分)の額

なお、具体的な額は令和9年度当初予算確定後に正式に決定する。

また、上記のほか、東村山市は加入にあたり必要となる議会用マイク設備、検量カード等の必要備品購入費、帳票システム改修費の実費額を別途負担する。

イ 加入翌年度以降の単年度負担金

組合における現行の単年度負担金の考え方を基本としつつ、東村山市の組合加入後に協議の上決定する。

ウ 東久留米市環境整備負担金について

東村山市の燃やせるごみの組合への搬入に伴い、東久留米市内を走行するごみ収集車の台数が増えることから、令和9年度から令和11年度までの東久留米市環境整備負担金の考え方を組合管理者会議で決定し、加入協議会に報告の上、了承されている。

令和12年度以降については、3年毎の見直しであるため、令和11年度に見直しの検討を行う。

◎令和9年度

東村山市のごみの搬入が無い場合、東村山市の負担はなく、現行どおり1年間は2,800万円の固定費とする。

◎令和10年度以降(～令和11年度までの2年間)

$$\text{環境整備負担金係数}(\%) \ast = \frac{28,000,000\text{円}}{\text{清瀬市及び西東京市の経常的経費の合計額}(\text{円})} \times 100 \quad \cdots \text{①}$$

上式①より、環境整備負担金算出に伴う環境整備負担金係数を、小数第2位以下を切り捨てて設定する。

$$\text{東久留米市環境整備負担金}(\text{円}) = 3\text{市の経常的経費の合計}(\text{円}) \times \text{環境整備負担金係数}(\%) \quad \cdots \text{②}$$

上式②より、清瀬市、西東京市及び東村山市(上式②において「3市」という。)の経常的経費の合計に、環境整備負担金係数を乗じ、千円未満を四捨五入した額を東久留米市環境整備負担金の額とする。

協議項目 3. 東村山市加入に伴う諸課題

2 補助金活用と財政計画

(1) 本項における協議の概要

加入協議で必要となり実施する事業で活用できる補助金や費用負担、及び東村山市の加入による財政効果や今後の関係市負担金の見通しについて検証するため、財政シミュレーションによる比較検証等に関する協議を行った。

(2) 補助金の活用

ア 概要

加入協議会の中で東京都の「区市町村との連携による環境政策高度化(旧:加速化)事業補助金」を活用することについて協議した。

本補助金は、「都2050東京戦略」や「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」で掲げる2035年目標等の達成に向けて、環境政策の一層の推進を図るためには地域の実情に精通している市区町村との連携を一層強化していく必要があることから、東京都は区市町村が実施する地域の多様な主体との連携や、地域特性・地域資源の活用等、地域の実情に即した取り組みのうち、東京都の広域的環境課題の解決に資するものに対して、必要な財政支援を実施することを目的としているものである。

該当するメニューとしては、区市町村等が民間事業者や関連団体、住民等と連携して実施する廃棄物の3R推進の取組みを促進するための「廃棄物の3R推進事業」である。

補助対象経費の上限額は、1自治体につき800万円であり、補助率は一般対策事業で1/2であるが、具体的な補助率等については補助金の申請を行うとともに、東京都に確認中である。

イ 交付申請額

交付申請額は400万円を予定する。

【内訳書】	
交通量等調査業務委託	4,730,000円(税込契約額)
4市整備構想策定支援業務委託	3,300,000円(税込契約額)
合 計	8,030,000円
うち交付申請額	4,000,000円
うち東村山市負担額	4,030,000円

※具体的な補助率等は東京都に確認中

(3) 財政計画

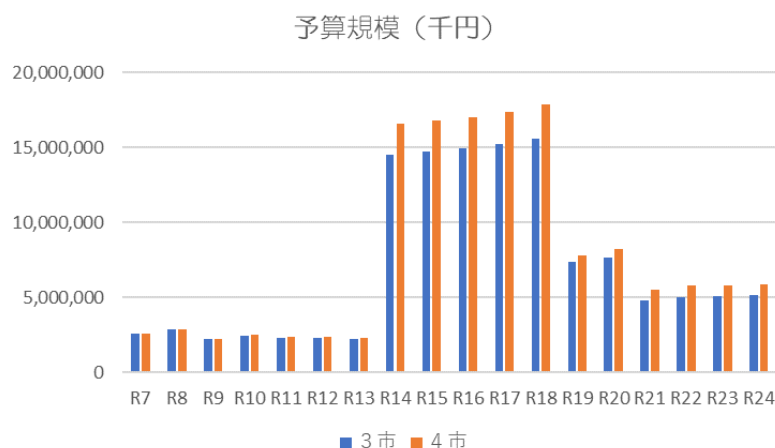
加入協議会において、東村山市の加入による関係市の財政効果等を把握するため、今後の15年を見通した将来負担予測を行った。

設定条件については、現在時点における各方針や直近の傾向を反映したものであり、新清掃施設整備事業に係る事業費等については、4市整備構想と整合するよう試算している。

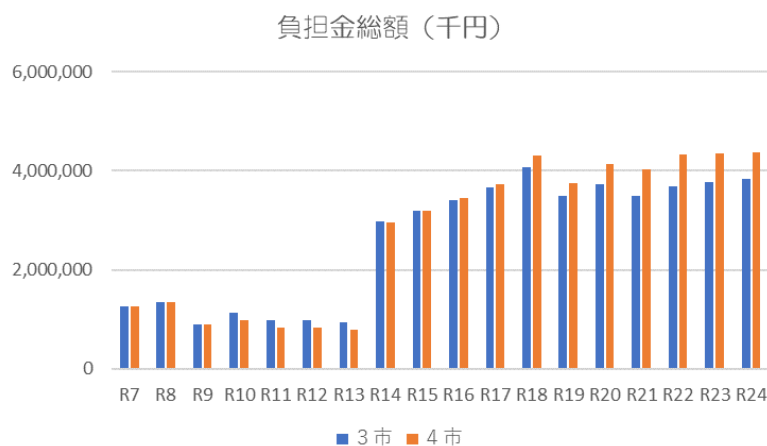
また、新清掃施設整備事業費のうち建設費と解体費について、建設・解体費の1割強に相当する約110億円は一般財源からの支出が必要となる想定であり、新施設の設計・施工着手予定時期である令和14年度から既存施設の解体完了時期としている令和20年度にかけて、各市負担金等が大きく増となる。

新施設の20年間の運営費は、4市整備構想のとおり20年間で380億円（プラントメーカーヒアリング結果の最大水準）と想定している。

将来負担予測

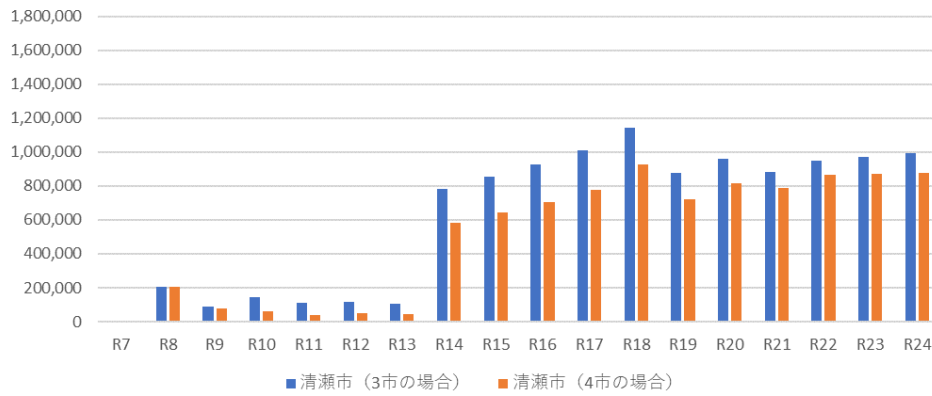


予算規模の将来予測



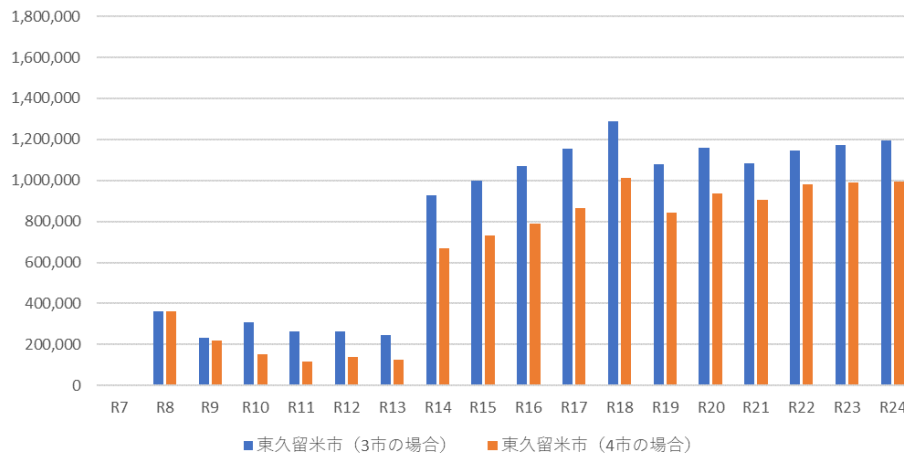
各市負担金総額の将来予測

清瀬市負担金（千円）



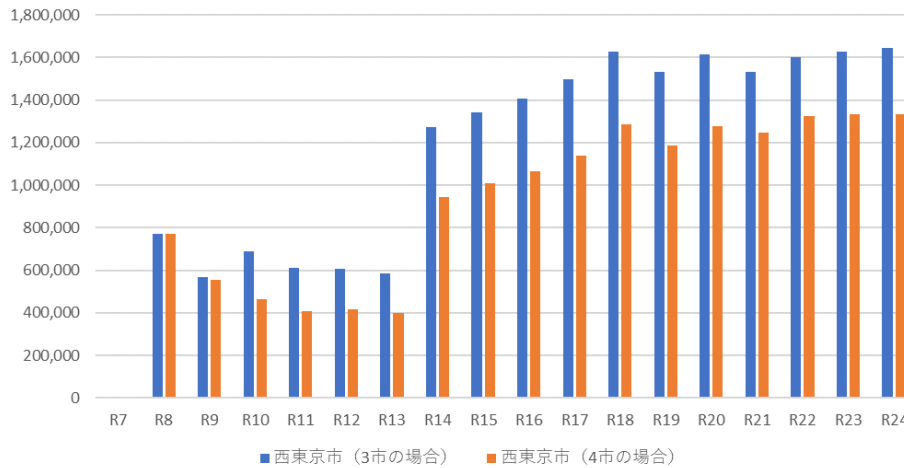
清瀬市の将来負担予測

東久留米市負担金（千円）

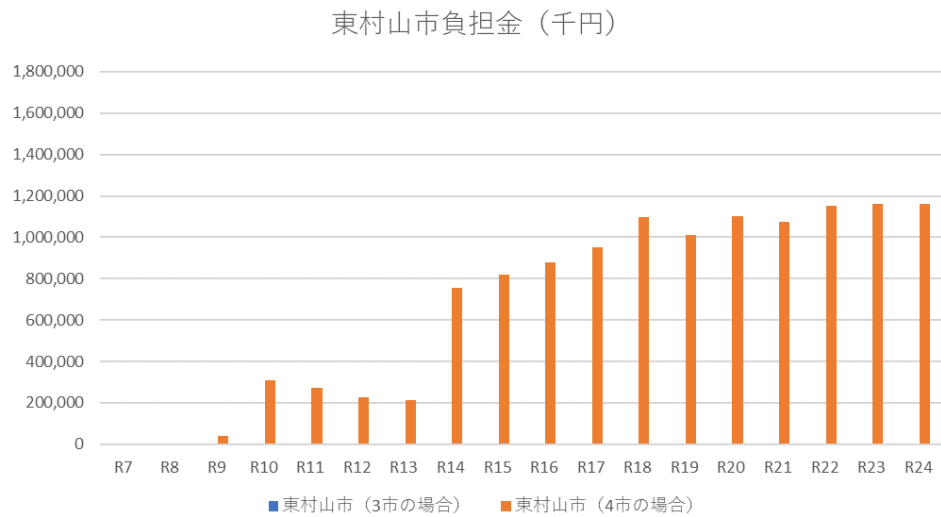


東久留米市の将来負担予測

西東京市負担金（千円）



西東京市の将来負担予測



東村山市の将来負担予測

協議項目 3. 東村山市加入に伴う諸課題

3 規約変更について

(1) 本項における協議の概要

協議項目 1 及び協議項目 2 の結論並びに、協議項目 3 の (1) 及び (2) の協議結果を踏まえ、令和 8 年 8 月以降の組合規約変更に向けた手続き及び想定スケジュールを確認した。

(2) 想定スケジュール

想定スケジュール（令和 8 年 8 月時点）は、以下のとおり。

なお、日程を含め予定であり、確定したものではない。

時期	組合	関係市	東村山市
8 月	◎第 4 回加入協議会（8/4） ◎周辺自治会臨時協議会（8/17） ◎令和 8 年第 3 回議会定例会（8/21）	◎第 4 回加入協議会（8/4）	◎第 4 回加入協議会（8/4）
9 月		◎令和 8 年第 3 回市議会定例会	◎令和 8 年第 3 回市議会定例会
10 月	◎第 5 回加入協議会（10/5） →協定締結予定	◎第 5 回加入協議会（10/5） →協定締結予定	◎第 5 回加入協議会（10/5） →協定締結予定
11 月	◎周辺自治会定期協議会 ◎令和 8 年第 4 回議会定例会（11/16）		
12 月		◎令和 8 年第 4 回市議会定例会 →組合規約改正議案の提出	◎令和 8 年第 4 回市議会定例会 →組合加入議案の提出
1 月	●東京都知事へ規約変更の申請		
2 月	●東京都知事の許可 ◎令和 9 年第 1 回議会定例会（2/22） →令和 9 年度当初予算 →関係条例改正 ほか		
3 月		◎令和 9 年第 1 回市議会定例会	◎令和 9 年第 1 回市議会定例会 →組合議員の選出
4 月	東村山市 組合加入		

協議項目 3．東村山市加入に伴う諸課題

4 協議項目 3 に関する結論

加入負担金及び単年度負担金について、合意し決定した。

補助金活用と財政計画に関して、加入協議の中で実施する事業について「区市町村との連携による環境政策高度化事業補助金」を活用する方針で決定した。

また、東村山市加入による財政効果を検証するため、3市と4市と将来負担の比較ができる将来負担予測を作成し、新清掃施設の設計・施工着手予定の令和14年度前後から組合予算規模が現在の約6倍、関係市の負担金規模は約3.5倍となる一方、4市となることで関係市の負担金は1市あたり平均2～3割ほど軽減される見込みであることを確認した。

協議項目1及び協議項目2の結論並びに、協議項目3の(1)及び(2)の協議結果を踏まえ、令和8年8月以降の組合規約変更に向けた手続き及び想定スケジュールを確認し、当該スケジュールのとおり、10月に協定を締結し、規約変更に向けた手続きを進めていくことで合意した。

第3節 加入協議会のまとめ

協議項目1 柳泉園組合既存施設に関する事項

- ・東村山市の燃やせるごみの搬入による周辺環境への影響、柳泉園クリーンポートへの影響はない。
- ・東村山市ごみの搬入開始により、関係市の財政負担及び環境負荷の軽減が期待できる。

◎柳泉園クリーンポートの焼却処理可能量と4市の処理量推計より、東村山市燃やせるごみの受け入れは、令和10年4月1日からとする。

協議項目2 柳泉園組合新清掃施設に関する事項

- ・4市整備構想による比較確認の結果、組合新清掃施設整備事業への東村山市参画による特段の問題は現時点においてなく、4市で事業を行うほうが、1市あたりの施設整備事業に伴う財政負担は軽減される見込みである。
- ・4市地域の実情は、国や東京都が広域化・集約化を進めるべきとする理由に整合すると考えられ、地域の将来に向けて有益となる。

◎組合新清掃施設整備基本計画の着手と、東村山市の同計画検討への参画希望を踏まえ、組合への加入は、令和9年4月1日からとする。

協議項目3 東村山市加入に伴う諸課題

- ・加入負担金及び単年度負担金に必要な事項について、合意し、決定した。
- ・将来負担予測によると、3市から4市となることで、関係市の負担金が1市あたり平均2～3割ほど軽減される。
- ・協議項目1及び協議項目2の結論並びに、協議項目3の（1）及び（2）の協議結果を踏まえ、令和8年8月以降の組合規約変更に向けた手続き及び想定スケジュールを確認した。

◎規約変更に向けた想定スケジュールのとおり、10月に協定を締結し、規約変更に向けた手続きを進めていくことで合意した。

東村山市からの申入れ等から整理された3つの課題は、上記加入協議会協議結論のとおり、全て解決され、加入時期・搬入時期・必要な費用負担等について、決定・合意された。

以上を踏まえ、今後、東村山市加入に向けた必要な手続き（協定書等の策定及び締結、規約改正等議案の提出、東京都許可申請等）を行っていくことで合意した。

第4節 おわりに

加入協議会は、東村山市の加入、並びに将来的な4市地域におけるごみ処理広域化の実現に向け、周辺環境及び既存施設の運営への影響評価、新施設整備事業との整合、さらには財政負担のあり方に至るまで、多角的な視点から極めて慎重かつ具体的な協議・検討を重ねてきた。

人口減少に伴うごみ排出量の減少や、厳しい地方財政、そして2050年カーボンニュートラルの実現に向けた環境対応など、我々地方公共団体を取り巻く廃棄物処理の課題は年々深刻化かつ複雑化している。こうした中、本協議会が導き出した「東村山市の加入」という結論は、エネルギー利活用の効率化による温室効果ガスの削減や施設稼働の安定化、さらにはスケールメリットを活かした財政負担の軽減など、多くの目に見える効果をもたらすものである。これは国や東京都の方針に合致するだけでなく、4市の持続可能な環境行政を推進するための最善の選択肢であると確信している。各市の地域事情等がある中、関係市との公平性と算定根拠の透明性を厳格に担保しつつ、大局的な見地から加入負担金や将来の負担のあり方について合意に達することができたことは、今後の広域行政の先進的なモデルケースとなる大きな成果である。

今後は、本報告書に示された合意事項に基づき、各市における令和8年第4回市議会定例会への議案の提出に向け、必要な手続きを適切に進めていく。その上で、令和9年4月に東村山市の組合への加入、令和10年4月からの東村山市の燃やせるごみ受け入れ、そして次代を担う新清掃施設整備事業の着実な推進に向けて、4市及び組合がより一層強固に連携し、一体となって取り組んでいく決意である。

結びに、加入協議の情報共有をさせていただくにあたり、深いご理解とご協力をいただいた周辺自治会の皆様に対し、心より深く感謝する。また、組合議会において専門的な視点から終始真摯なご議論を重ねていただいた組合議員の皆様、本協議を支えていただいた各市の市議会議員の皆様、さらには短い期間の中で真摯かつ地道な協議にご尽力いただいた幹事会委員及び関係職員の皆様に対し、深く敬意と感謝の意を表し、加入協議会の報告とする。

■ 添 付 資 料

7東環施発第 1533 号
令和 7 年 4 月 21 日

柳泉園組合管理者 富田 竜馬 様

東村山市長 渡部 尚



ごみの広域処理に向けた申入れについて(依頼)

「柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会」において、貴組合と当市におけるごみの広域処理の可能性についてのご協議をいただき、「ごみの広域処理は可能である。」という協議の結果をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

協議結果報告書の中には、貴組合既存ごみ焼却施設における将来的な受け入れの可能性についても言及いただけたところでございます。

貴組合におかれましては、令和 7 年 3 月に「新清掃施設整備基本構想」を策定され、令和 19 年度の新清掃施設の稼働を目標に、令和 9 年度から新清掃施設整備基本計画の検討を予定されていること、また、広域化・集約化の検討について言及されているところでございます。

つきましては、貴組合とのごみの広域処理に向け、下記のとおり申入れいたしたく、お願い申し上げます。

記

○申入れ内容

柳泉園組合への東村山市加入について、協議の場の設定。

以上





7 柳泉発第 6 4 号
令和 7 年 5 月 1 3 日

東村山市長 渡部 尚 様

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

ごみの広域処理に向けた申入れについて（回答）

令和 7 年 4 月 2 1 日付、7 東環発第 1 5 3 3 号にて依頼のあった標記の申入れについて、受諾いたします。

なお、協議の場につきましては、準備に一定の時間を要することをご理解ください。



7 柳泉発第 207 号
令和 7 年 8 月 20 日

東村山市長
渡部 尚 様

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

柳泉園組合・東村山市加入協議会の設置について（回答）

令和 7 年 4 月 21 日付、7 東環発第 1533 号にて申入れのありました「柳泉園組合への東村山市加入について、協議の場の設定。」については、この度、柳泉園組合・東村山市加入協議会を設置することとなりました。

つきましては、貴市との協議にあたっての連絡事項を、下記のとおり通知いたします。

記

1 柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱について

別添「柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱（案）」のとおり

※ 令和 7 年 8 月 19 日に関係市長間で合意されました柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱（案）に則り進めさせていただきます。

なお、本要綱の正式な制定につきましては、令和 7 年 9 月中旬頃に制定される予定であり、制定されましたら改めてその旨ご連絡いたします。

2 柳泉園組合・東村山市加入協議会における協議項目について

別添「協議項目」のとおり

※ 貴市との協議項目の中に、当組合の周辺環境への影響を調査するため、一定期間、貴市の燃やせるごみを当組合へ搬入及び焼却処理を行う実証実験の実施を予定しておりますことをご承知申し上げます。実証実験の実施時期や詳細については、当協議会及び幹事会にて協議させていただきます。

3 加入協議による費用負担について

貴市との加入協議により生じることが見込まれる経費については、貴市に負担をお願いすることとさせていただきます。

別添 柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱（案）

柳泉園組合訓令第〇号

庁 中 一 般

柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱（案）を次のように定める。

令和7年〇月〇日

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 柳泉園組合（以下「組合」という。）は、東村山市からの加入について協議の場の設定の申入れ及びこれに対する組合の回答を踏まえ、東村山市の加入に関して必要な検討及び協議等を行うため、柳泉園組合・東村山市加入協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、周辺環境や既存施設への影響及び今後の施設整備に与える影響等について、組合を組織する清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）並びに東村山市が相互に立場を理解、尊重しつつ、多角的な視点から議論を深め、地域住民の安心や環境負荷の低減に配慮しつつ、各市のごみ処理に関する財政負担の適正化、組合の処理体制の安定性、効率性の向上を図り、将来にわたる持続可能なごみ処理システムの構築を目指す。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、検討及び協議等を行うものとする。

- （1） 柳泉園組合既存施設に関する事項
- （2） 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項
- （3） 東村山市加入に伴う諸課題
- （4） その他必要な事項

（構成）

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1） 組合の管理者
- （2） 関係市の市長
- （3） 東村山市の市長

- 2 会長は、必要があると認めるときは、付議事項に関係ある者を協議会に出席させることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、組合の管理者の職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する者が、その職務を代理する。

- 2 協議会は、構成員の過半数の出席により成立する。
- 3 やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、あらかじめその旨を会長に申し出るものとする。

(幹事会)

第6条 協議会に、必要事項の調査、検討及び連絡調整を行うため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 組合の助役

(2) 関係市及び東村山市の副市長

(3) 関係市及び東村山市の清掃担当部長

- 3 幹事会に座長を置き、会長が指名する。
- 4 幹事会は、構成員の過半数の出席により成立する。
- 5 座長は、幹事会の経過及び結果を協議会に報告する。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、付議事項に関係ある者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、組合事務局において処理する。

(疑義)

第8条 協議会の運営等に関し、疑義が生じた場合は、協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。
(柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱の失効)
- 2 協議会は、第2条の規定に定める協議が終了した日の翌日をもって、その効力を失う。

別添 協議項目

1. 柳泉園組合既存施設に関する事項

(1) 周辺環境への影響

(2) 柳泉園クリーンポートへの影響

(協議目的)

既存施設である柳泉園クリーンポートへ東村山市の可燃ごみを搬入する上で、周辺環境にどのような影響があるかを調査し、その結果を周辺住民の皆さま等へ説明するとともに、具体的な運営等に与える影響を検討する必要があるため。

2. 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

(1) 新施設整備事業との調整

(2) 国や東京都の方針との整合

(協議目的)

東村山市が柳泉園組合に加入し、柳泉園組合新清掃施設整備事業へ与える影響を洗い出し、今後の事業推進に影響が出ないよう調整する必要があるため。

3. 東村山市加入に伴う諸課題

(1) 加入時負担金と単年度負担金

(2) 補助金活用と財政計画

(3) 規約変更について

(協議目的)

加入時負担金の考え方や算出方法、支払方法を決定し、単年度負担金の考え方についても確認しておく必要があることや、加入にあたり必要となる事業や予算措置等についても確認しておく必要があるため。さらに、可燃ごみのみの搬入となるため、約定方法等の取扱いを確認する必要もあるため。

柳泉園組合訓令第 7 号

序 中 一 般

柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 柳泉園組合（以下「組合」という。）は、東村山市からの加入について協議の場の設定の申入れ及びこれに対する組合の回答を踏まえ、東村山市の加入に関して必要な検討及び協議等を行うため、柳泉園組合・東村山市加入協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、周辺環境や既存施設への影響及び今後の施設整備に与える影響等について、組合を組織する清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）並びに東村山市が相互に立場を理解、尊重しつつ、多角的な視点から議論を深め、地域住民の安心や環境負荷の低減に配慮しつつ、各市のごみ処理に関する財政負担の適正化、組合の処理体制の安定性、効率性の向上を図り、将来にわたる持続可能なごみ処理システムの構築を目指す。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、検討及び協議等を行うものとする。

- (1) 柳泉園組合既存施設に関する事項
- (2) 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項
- (3) 東村山市加入に伴う諸課題
- (4) その他必要な事項

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 組合の管理者
- (2) 関係市の市長
- (3) 東村山市の市長

2 会長は、必要があると認めるときは、付議事項に関係ある者を協議会に出席させることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、組合の管理者の職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する者が、その職務を代理する。

2 協議会は、構成員の過半数の出席により成立する。

3 やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、あらかじめその旨を会長に申し出るものとする。

(幹事会)

第6条 協議会に、必要事項の調査、検討及び連絡調整を行うため幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 組合の助役

(2) 関係市及び東村山市の副市長

(3) 関係市及び東村山市の清掃担当部長

3 幹事会に座長を置き、会長が指名する。

4 幹事会は、構成員の過半数の出席により成立する。

5 座長は、幹事会の経過及び結果を協議会に報告する。

6 座長は、必要があると認めるときは、付議事項に関係ある者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、組合事務局において処理する。

(疑義)

第8条 協議会の運営等に関し、疑義が生じた場合は、協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

(柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱の失効)

2 協議会は、第2条の規定に定める協議が終了した日の翌日をもって、その効力を失う。

柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う実証実験に関する覚書

この覚書は、柳泉園組合（以下「甲」という。）と東村山市（以下「乙」という。）との間で、柳泉園組合・東村山市加入協議会において実施が決定した実証実験について、清瀬市、東久留米市及び西東京市を立会人として、必要な事項を定めるものとする。

（実証実験の実施）

第1条 実証実験とは、乙の燃やせるごみ（公車）を試験的に甲に搬入し、周辺環境への影響について、搬入前または搬入後の状況と比較することによる調査を行うことをいう。

2 実証実験においては、以下の調査を実施する。

（1）交通調査

次のア、イの調査を行う。

ア 交通量調査

イ 交通状況調査

（2）排ガス調査

ごみ焼却に伴い排出される排ガス及びダイオキシン類を対象とした分析調査を行う。

3 実証実験において、乙が燃やせるごみを搬入する期間については、令和8年5月11日（月）から15日（金）までとし、当該期間に行政収集した東村山市全域分の燃やせるごみ（家庭系）全量を甲に搬入すること。

（補助金の活用）

第2条 第1条第2項第1号の交通調査業務については、甲が発注及び委託契約行為を行い、その費用について、東京都の「区市町村との連携による環境政策加速化事業補助金」の申請を行うものとする。

（乙の費用負担）

第3条 第1条第2項第1号に係る費用のうち、第2条の補助金で補うことができない費用については、乙がその全額を負担するものとする。

2 第1条第2項第1号に係る費用の予定額は、6,736千円とし、原則として甲はこの金額の範囲内で委託契約を行うものとする。

3 第1条第2項第2号に係る調査については、甲の定期調査に合わせて実施するため、乙の費用負担は生じないものとする。

4 第1項の規定のほか、乙は、実証実験期間において甲に搬入する燃やせるごみの量に対し、柳泉園組合ごみ処理手数料38円/kgから最終処分費相当分14円/kgを引いた、24円/kgを甲に支払うものとする。

(許可)

第4条 第1条に定める実証実験の実施にあたり、甲は乙及び乙が行政収集を委託する業者に対し、必要範囲内で敷地内の車両走行及び設備利用を許可する。

2 甲の敷地内における車両走行及び設備利用は、原則として月曜から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、業務の都合により必要な場合は、あらかじめ甲の承諾を得た上で、時間を調整することができる。

(その他)

第5条 この覚書の定めのない事項については、甲乙協議により、その都度定めるものとする。

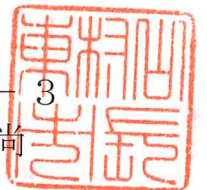
この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙及び立会人は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 東京都東久留米市下里4-3-10
柳泉園組合代表者 管理者 富田 竜馬



乙 東京都東村山市本町1-2-3
東村山市代表者 市長 渡部 尚

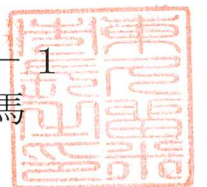


(立会人)

東京都清瀬市中里5-8-42
清瀬市代表者 市長 澁谷 桂司



東京都東久留米市本町3-3-1
東久留米市代表者 市長 富田 竜馬



東京都西東京市南町5-6-13
西東京市代表者 市長 池澤 隆史



柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書

この覚書は、柳泉園組合（以下「甲」という。）と東村山市（以下「乙」という。）との間で、柳泉園組合・東村山市加入協議会（以下「加入協議会」という。）において決定した4市における新清掃施設整備構想（以下「整備構想」という。）の策定について、清瀬市、東久留米市及び西東京市を立会人として、必要な事項を定めるものとする。

（整備構想の策定）

第1条 令和6年度に策定した柳泉園組合新清掃施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）は、清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）の施設整備を想定したものであるが、関係市及び東村山市の施設整備を行う場合、関係市の基本構想と比較してどのような変更や課題等があるかを確認する必要があるため実施する。

2 整備構想の策定主体は加入協議会とする。

3 整備構想は、基本構想の中で東村山市の加入により影響が出る箇所を整理し、必要な修正を行うとともに、東村山市の加入が正式に決定した場合は基本構想の改訂版として取り扱うものとする。

（補助金の活用）

第2条 整備構想の策定業務については、甲が発注及び委託契約行為を行い、その費用について、東京都の「区市町村との連携による環境政策加速化事業補助金」の申請を行うものとする。

（乙の費用負担）

第3条 整備構想の策定に要する費用のうち、前条の規定による補助金で補うことができない費用については、乙がその全額を負担するものとする。

2 整備構想の策定に要する費用の予定額は、3,503千円とし、原則として甲はこの金額の範囲内で委託契約を行うものとする。

（その他）

第4条 この覚書の定めのない事項については、甲乙協議により、その都度定めるものとする。

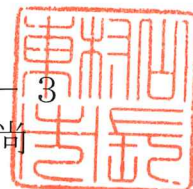
この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙及び立会人は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 東京都東久留米市下里4-3-10
柳泉園組合代表者 管理者 富田 竜馬



乙 東京都東村山市本町1-2-3
東村山市代表者 市長 渡部 尚

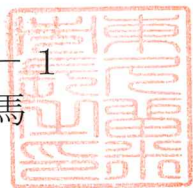


(立会人)

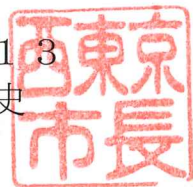
東京都清瀬市中里5-8-42
清瀬市代表者 市長 澁谷 桂司



東京都東久留米市本町3-3-1
東久留米市代表者 市長 富田 竜馬



東京都西東京市南町5-6-13
西東京市代表者 市長 池澤 隆史



将来負担予測（４市と３市の各市負担金比較）

(千円)

負担金総額	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
４市	1,340,182	891,684	983,970	832,963	830,969	784,638	2,949,738	3,198,278	3,442,135	3,732,293	4,317,753	3,760,420	4,132,241	4,019,031	4,323,745	4,354,846	4,366,677
３市	1,340,182	891,684	1,140,928	988,173	984,469	937,222	2,981,270	3,196,344	3,404,646	3,659,617	4,061,780	3,490,429	3,730,945	3,498,782	3,693,752	3,772,744	3,832,466
差	0	0	-156,958	-155,210	-153,500	-152,584	-31,532	1,934	37,489	72,676	255,973	269,991	401,296	520,249	629,993	582,102	534,211

(千円)

清瀬市	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
４市	206,438	77,631	59,008	36,935	50,878	44,053	581,192	643,847	707,485	777,783	925,607	722,621	816,488	789,125	864,364	871,227	875,097
３市	206,438	90,964	142,589	112,391	114,496	105,034	780,917	853,295	926,263	1,008,291	1,144,274	877,790	959,117	882,918	946,719	971,895	992,957
差	0	-13,333	-83,581	-75,456	-63,618	-60,981	-199,725	-209,448	-218,778	-230,508	-218,667	-155,169	-142,629	-93,793	-82,355	-100,668	-117,860

(千円)

東久留米市	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
４市	361,860	220,196	151,847	118,035	137,648	127,260	667,496	729,762	791,398	863,374	1,010,106	841,608	934,842	906,826	982,718	990,214	993,451
３市	361,860	233,529	308,261	262,842	262,494	248,413	928,312	1,000,186	1,070,558	1,154,762	1,289,328	1,078,698	1,159,176	1,082,104	1,146,778	1,172,803	1,193,016
差	0	-13,333	-156,414	-144,807	-124,846	-121,153	-260,816	-270,424	-279,160	-291,388	-279,222	-237,090	-224,334	-175,278	-164,060	-182,589	-199,565

(千円)

西東京市	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
４市	771,884	553,859	464,509	407,563	416,823	399,416	945,754	1,007,254	1,064,945	1,140,228	1,284,806	1,184,770	1,276,753	1,247,451	1,324,629	1,333,376	1,335,362
３市	771,884	567,192	690,078	612,941	607,480	583,774	1,272,041	1,342,863	1,407,826	1,496,565	1,628,179	1,533,942	1,612,653	1,533,760	1,600,255	1,628,047	1,646,493
差	0	-13,333	-225,569	-205,378	-190,657	-184,358	-326,287	-335,609	-342,881	-356,337	-343,373	-349,172	-335,900	-286,309	-275,626	-294,671	-311,131

(千円)

東村山市	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
４市	0	40,000	308,604	270,429	225,619	213,907	755,294	817,415	878,308	950,907	1,097,233	1,011,422	1,104,157	1,075,628	1,152,033	1,160,028	1,162,766
３市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差	0	40,000	308,604	270,429	225,619	213,907	755,294	817,415	878,308	950,907	1,097,233	1,011,422	1,104,157	1,075,628	1,152,033	1,160,028	1,162,766